

さいたま市告示第1061号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和8年6月30日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和8年6月25日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
6月 24日	猫	岩槻区尾ヶ崎	雑種	オス	茶トラ	2～3か月	無	
6月 24日	猫	岩槻区尾ヶ崎	雑種	メス	白茶	2～3か月	無	
6月 24日	猫	岩槻区尾ヶ崎	雑種	メス	サビ	2～3か月	無	
6月 24日	猫	岩槻区尾ヶ崎	雑種	メス	キジトラ	2～3か月	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（6月30日まで）